

行政簡素化實施ノ爲ニスル大
藏省官制改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付
セラレムコトヲ請フ

昭和十七年九月十五日

内閣總理大臣東條英機

勅令第

號

大藏省官制

第一條 大藏大臣ハ政府ノ財務ヲ總轄シ會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管金、有價證券、建造物ノ營繕、國有財産ノ總轄及整理、雜種財産ノ管理處分、國民貯蓄、一般金融、外國爲替、銀行、信託、保險、無盡竝ニ取引所ニ關スル事務ヲ管理シ北海道地方費府縣市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス

第二條 大藏省ニ左ノ十局ヲ置ク

總務局

主計局

主稅局

營繕管財局

國民貯蓄局

資金局

理財局

外資局

銀行局

監理局

第三條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國家資金ノ動員及配分ニ關スル綜合計畫ノ設定ニ關スル

事項

二 前號ニ掲グルモノノ外財政及金融ニ關スル綜合計畫ノ設

定其ノ他財政及金融ニ關スル重要政策ノ綜合調整ニ關スル

事項

三 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

四 北海道地方費府縣市町村及公共組合ノ歲計、諸收入及公

債ニ關スル事項

五 罹災救助基金ニ關スル事項

六 前二號ニ掲グルモノノ外北海道地方費府縣市町村及公共

組合ノ財務ノ監督ニ關スル事項

七 公文書類及成案文書ノ接受發送並ニ公文書類ノ編纂保存

ニ關スル事項

八 統計報告ノ調製ニ關スル事項

第四條 主計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 總豫算總決算ニ關スル事項

- 二 特別會計ノ豫算決算ニ關スル事項
- 三 金錢及物品會計ノ統一ニ關スル事項
- 四 支拂豫算ニ關スル事項
- 五 出納官吏及出納員ノ監督ニ關スル事項
- 六 收入支出ノ科目ニ關スル事項
- 七 勅令ヲ以テ指定シタル費途ノ流用ニ關スル事項
- 八 豫備金支出ニ關スル事項
- 九 會計法第十一條ニ規定スル翌年度ニ互ル契約ニ關スル事項
- 十 年度開始前支出及定額繰越ニ關スル事項
- 十一 主計簿ノ登記ニ關スル事項

第五條 主税局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國稅ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 二 稅務ノ管理監督ニ關スル事項
- 三 稅務代理士ニ關スル事項
- 四 民有地地種目變換ニ關スル事項
- 五 土地臺帳ニ關スル事項
- 六 大藏省所管稅外諸收入ニ關スル事項
- 七 關稅噸稅ノ賦課徵收及稅關諸收入ニ關スル事項
- 八 關稅行政ノ管理監督ニ關スル事項
- 九 稅關ニ於ケル輸出入ノ監督ニ關スル事項
- 十 保稅倉庫、保稅工場及稅關倉庫ノ管理監督ニ關スル事項

十一 税關統計及關稅率ノ調査ニ關スル事項

第六條 營繕管財局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般會計又ハ特別會計ノ支辨ニ關スル建築物ノ營繕ニ關スル事項但シ建築物ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大藏大臣ト協議シテ定メタルモノヲ除ク

二 國有財産ノ總轄及整理ニ關スル事項

三 雜種財産ノ管理處分ニ關スル事項

第七條 國民貯蓄局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國民貯蓄ノ増強ニ關スル事項

二 國民貯蓄ノ管理ニ關スル事項

三 國民貯蓄源泉ノ涵養ニ關スル事項

四 前各號ニ掲グルモノノ外國民貯蓄ニ關スル事項

第八條 資金局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 預金部預金ノ管理ニ關スル事項

二 預金部資金ノ運用ニ關スル事項

三 預金部資金ノ經理ニ關スル事項

第九條 理財局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國內資金ノ運用調整其ノ他國內資金ノ統制ニ關スル事項

二 前號ニ掲グルモノノ外一般金融ニ關スル事項

三 國庫金ノ出納、管理及運用ニ關スル事項

四 貨幣ニ關スル事項

五 國債ニ關スル事項

六 保管金及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ニ關スル事項

七 諸祿ニ關スル事項

八 取引所ニ關スル事項

九 計理士ニ關スル事項

第十條 外資局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 對外決濟方式ニ關スル事項

二 通貨ノ換算率ニ關スル事項

三 在外資金其ノ他在外財産ニ關スル事項

四 前各號ニ掲グルモノノ外外國爲替ノ管理ニ關スル事項但

ニ貨物ノ輸出爲替ノ處分、貨物ノ輸入爲替及輸入信用狀ノ取得ハ外國爲替銀行ノ爲ス處分及取得ヲ除クニ關スルモノ並ニ外國爲替ヲ取組マズシテ爲ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ關スルモノヲ除ク

五 海外ニ於ケル財政及金融ノ調査ニ關スル事項

第十一條 銀行局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 特別法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニ關スル事項

二 普通銀行ニ關スル事項

三 貯蓄銀行ニ關スル事項

四 信託ニ關スル事項

五 無盡ニ關スル事項

- 六 戰時金融金庫ニ關スル事項
- 七 庶民金庫ニ關スル事項
- 八 産業組合中央金庫及信用組合ニ關スル事項
- 九 商工組合中央金庫ニ關スル事項
- 十 紙幣類似證券ニ關スル事項
- 十一 社債等ノ登録ニ關スル事項
- 十二 銀行ニ關係ヲ有スル公益法人ニ關スル事項
- 十三 銀行債券ニ關スル事項
- 十四 銀行ニ對スル補助金及補給金ニ關スル事項
- 第十二條 監理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 保險ニ關スル事項

- 二 有價證券引受業ニ關スル事項
- 三 有價證券業ニ關スル事項
- 四 有價証券割賦販賣ニ關スル事項
- 五 恩給金庫ニ關スル事項
- 六 商品券ニ關スル事項

第十三條 大藏省ニ外資局長ニ與テ七人以内ヲ置キ外資局ノ局務ニ
 參與セシム

外資局長參與ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗ナル者ノ中ヨリ
 内閣ニ於テ之ヲ命ズ
 外資局長參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ
 ハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

外資局參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ
本官ノ受ケル待遇ニ依ル

第十四條 大藏省ニ監理局顧問ヲ置キ保險ニ關スル監理局ノ局
務ヲ輔ケシム

監理局顧問ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ
内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第十五條 大藏省ニ海外駐劄財務官專任一人ヲ置ク

海外駐劄財務官ハ勅任トス大藏大臣ノ命ヲ承ケ獨國、伊國又
ハ佛國ニ駐在シ海外ニ於ケル帝國ノ財務ニ關スル事項ヲ掌理
ス

第十六條 大藏省ニ營繕技監專任一人ヲ置ク

營繕技監ハ勅任トス營繕管財局ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ
掌理ス

第十七條 大藏書記官ハ專任二十五人ヲ以テ定員トス

前項ノ職員ノ中一人ハ之ヲ獨國、伊國又ハ佛國ニ駐在セシム
ルコトヲ得

第十八條 大藏省ニ事務官專任二十五人及理事官專任十二人ヲ
置ク

事務官及理事官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十九條 大藏省ニ監督官專任十三人ヲ置ク

監督官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ金融機關等ノ検査監督ヲ掌ル

第二十條 大藏省ニ技師專任二十六人ヲ置ク

内閣
圖書

技師ハ奏任トス但シ内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十一條 大藏屬ハ專任三百七十五人ヲ以テ定員トス

前項ノ職員ノ中二人ハ之ヲ獨國、伊國又ハ佛國ニ駐在セシム
ルコトヲ得

第二十二條 大藏省ニ監督官補專任三十七人ヲ置ク

監督官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ金融機關等ノ検査監督ニ從
事ス

第二十三條 大藏省ニ技手專任百二人ヲ置ク

技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十四條 前九條ノ職員ノ外營繕ニ關スル事務ヲ掌ラシムル

爲大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ
營繕管財局事務官ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 大藏省ニ取引所監督官及取引所監督官補ヲ置ク

取引所監督官ハ書記官、事務官又ハ技師ヲ以テ、取引所監督
官補ハ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ヲ
掌ル

取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事
務ニ從事ス

第二十六條 海外駐節財務官、第十七條第二項ノ書記官及第二

十一條第二頁ノ屬ニハ在外帝國大使館附ヲ命ズルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治四十三年勅令第二百三十六號

營繕管財局官制

預金部官制

國民貯蓄獎勵局官制

大藏省會社部臨時設置制

本令施行ノ際現ニ左表ノ上欄ニ掲グル職ニ在ル者ハ勅任官タル銀行検査官ヲ除クニ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各其ノ相當下欄ニ掲グル

官ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

銀行検査官	大藏省監督官
大藏省爲替管理官	大藏省監督官
保險事務官	大藏省監督官
銀行検査官補	大藏省監督官補
大藏省爲替管理官補	大藏省監督官補
保險事務官補	大藏省監督官補
財務書記	大藏屬
大藏省會社監査官	大藏省監督官
大藏省會社監査官補	大藏省監督官補
營繕管財局書記官	大藏書記官
營繕管財局事務官	大藏理事官
營繕管財局技師	大藏技師
營繕管財局屬	大藏屬

營繕管財局技手	大藏技手
預金部書記官	大藏書記官
預金部事務官	大藏事務官
預金部理事官	大藏理事官
預金部技師	大藏技師
預金部屬	大藏屬
預金部技手	大藏技手
國民貯蓄獎勵局書記官	大藏書記官
國民貯蓄獎勵局事務官	大藏事務官
國民貯蓄獎勵局屬	大藏屬

本令施行ノ際現ニ前項ノ表ノ上欄ニ掲グル職員ハ勅任官タル銀
 行検査官ヲ除クニシテ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發セラレザルト
 キハ休職ノ儘各其ノ相當下欄ニ掲グル官ニ同官等俸給ヲ以テ任

モシレタルモトス

行政簡素化實施ノ爲ニスル朝鮮總
督府中樞院官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

昭和十七年九月十五日

内閣總理大臣東條英機